

合法性等の証明された木材の普及促進事業（新規）

【平成21年度予算額 101,000(0)千円】

事業のポイント

市場を合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品で満たし、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除するため、木材供給事業体に対して、一般消費者まで供給可能な合法性等の証明された木材・木材製品の円滑な供給体制の整備を行います。

また、一般企業・消費者等に対して、違法伐採対策の重要性や合法性等の証明された木材利用の重要性等の普及拡大を行います。

（違法伐採対策の取組状況）

- ・森林における違法伐採は、地球規模での環境保全や持続可能な森林経営の推進にとって重要な課題です。
- ・G8英国サミット(2005年)の結果を踏まえ、「日本政府の気候変動イニシアティブ」として我が国の具体的な対策を内外に表明しました。
- ・2006年4月、グリーン購入法により、政府調達の対象を合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入しました。
- ・地方公共団体や民間企業等にも違法伐採対策の重要性を普及し、違法に伐採された木材・木材製品を市場から排除します。

政策目標

市場で取引される木材・木材製品

木材・木材製品の全てが合法性等の証明された木材・木材製品

（平成23年度）

< 内容 >

1. 合法性等の証明された製品の供給体制整備事業

木材生産・流通に関わる、森林所有者、木材関連業界等に対して、合法性等が証明された木材・木材製品を利用することの重要性とその意義などについて、普及活動を行い、一般消費者まで供給可能な供給体制を整備する木材業界の取組を支援するとともに、供給体制の信頼性の向上を図る取組について支援します。

2. 合法性等の証明された木材・木材製品普及拡大事業

一般企業・消費者等の需要者及び木材関係業界団体の双方への木材生産国情報や合法性等の証明された木材・木材製品情報等の提供を行う窓口を設置する団体等を支援するとともに、建設団体、消費者団体、一般消費者等に対して、合法性等が証明された木材・木材製品を利用することの重要性とその意義などについての普及・啓発活動を支援します。

< 補助率 >

定額

< 事業実施主体 >

民間団体

< 事業実施期間 >

1、2とも平成21年度～23年度（3年間）

[担当課：林野庁木材利用課]